

**デイサービスセンターふくろう**  
**(指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護相当サービス) 利用料金表**

【加算について】

項番	加算項目	単位区分	基本単位
1	生活機能向上連携加算Ⅰ	1か月につき	100単位
2	生活機能向上連携加算Ⅱ【100単位】	1か月につき	200単位
3	個別機能訓練加算Ⅰイ	1日につき	56単位
4	個別機能訓練加算Ⅰロ	1日につき	76単位
5	個別機能訓練加算Ⅱ	1か月につき	20単位
6	入浴介助Ⅰ	1日につき	40単位
7	入浴介助Ⅱ	1日につき	55単位
8	ADL維持加算Ⅰ	1か月につき	30単位
9	ADL維持加算Ⅱ	1か月につき	60単位
10	若年性認知症入所者受入加算	1日につき	60単位
11	栄養アセスメント加算	1か月につき	50単位
12	栄養改善加算	1回につき	200単位
13	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	1回につき	20単位
14	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	1回につき	5単位
15	口腔機能向上加算Ⅰ	1回につき	150単位
16	口腔機能向上加算Ⅱ	1回につき	160単位
17	科学的介護推進体制加算	1か月につき	40単位
18	サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回につき	22単位
19	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1回につき	18単位
20	サービス提供体制強化加算Ⅲイ	1日につき	12単位
21	サービス提供体制強化加算Ⅲロ	1日につき	6単位
22	生活機能向上グループ活動加算	1か月につき	100単位
23	運動機能向上加算	1か月につき	225単位
24	選択サービス複数実施加算Ⅰ	1か月につき	480単位
25	選択サービス複数実施加算Ⅱ	1か月につき	700単位
26	サービス提供体制強化加算Ⅰ・要支援1	1か月につき	88単位
27	サービス提供体制強化加算Ⅱ・要支援1	1か月につき	72単位
28	サービス提供体制強化加算Ⅲ・要支援1	1か月につき	24単位
29	サービス提供体制強化加算Ⅰ・要支援2	1か月につき	176単位
30	サービス提供体制強化加算Ⅱ・要支援2	1か月につき	144単位
31	サービス提供体制強化加算Ⅲ・要支援2	1か月につき	48単位
32	事業所評価加算	1か月につき	120単位

33	送迎減算（片道）	1回につき	▲47単位
34	同一建物減算	1日につき	▲94単位
35	介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の	×9.2%
36	介護職員処遇改善加算Ⅱ	合計単位数の	×9%
37	介護職員処遇改善加算Ⅲ	合計単位数の	×8%
38	介護職員処遇改善加算Ⅳ	合計単位数の	×6.4%

	要件
1	ご利用いただく方の身体状況等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合に3月に限り算定します。 ※2との同時算定はしません。
2	ご利用いただく方の身体状況等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合に算定します。 ※個別機能訓練加算（介護）及び運動機能向上加算（事業対象者・支援）を算定している場合【1月あたり100単位】となります。 ※1との同時算定はしません。
3	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し機能訓練を行っている場合に算定します。 ※4との同時算定はしません。
4	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し機能訓練を行っている場合に算定します。 ※3との同時算定はしません。
5	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し機能訓練を行っている場合に算定します。
6	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し入浴介助を行った場合に算定します。 ※7との同時算定はしません。
7	「基準」に掲げる区分に従い、ご利用いただく方に対し入浴介助を行った場合に算定します。 ※6との同時算定はしません。
8	ご利用いただく方に対し、指定通所介護を行った場合、12か月に限り、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※9との同時算定はしません。
9	ご利用いただく方に対し、指定通所介護を行った場合、12か月に限り、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※8との同時算定はしません。
10	若年性認知症の方に、指定通所介護を行った場合に算定します。
11	ご利用いただく方に対し、管理栄養士が介護職員と共同して栄養アセスメントを行った場合に算定します。
12	ご利用いただく方の低栄養状態の改善を目的として、個別に栄養食事相談等の栄養管理を行った場合に、月に2回を限度に3月のみ算定します。（要件により継続算定する場合あり）
13	ご利用いただく方の口腔の健康状態、又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。ただし、当事業所以外です でに同加算を算定している場合は算定しません。 ※14との同時算定はしません。
14	ご利用いただく方の口腔の健康状態、又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。ただし、当事業所以外です でに同加算を算定している場合は算定しません。 ※13との同時算定はしません。
15	ご利用いただく方の口腔機能の向上を目的として、個別に口腔清掃又は嚥下機能訓練の指導もしくは実施を行った場合に「基 準」に掲げる区分に従い、月に2回を限度に3月のみ算定します。（要件により継続算定する場合あり） ※16との同時算定はしません。
16	ご利用いただく方の口腔機能の向上を目的として、個別に口腔清掃又は嚥下機能訓練の指導もしくは実施を行った場合に「基 準」に掲げる区分に従い、月に2回を限度に3月のみ算定します。（要件により継続算定する場合あり） ※15との同時算定はしません
17	ご利用いただく方に対して、指定地域密着型通所介護を行った場合に算定します。
18	ご利用いただく方に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※19.20.21との同時算定はしません。

19	ご利用いただく方に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※18.20.21との同時算定はしません。
20	ご利用いただく方に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※18.19.21との同時算定はしません。
21	ご利用いただく方に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※18.19.20との同時算定はしません。
22	計画に基づき生活機能向上グループ活動サービスを1週間に1回以上実施している場合に算定します。 ※13,16,17,23,24,25との同時算定はしません。
23	介護予防サービス支援計画書に基づき、介護予防通所介護計画を作成・実施された場合に加算します。
24	ご利用いただく方に対し、運動機器能向上サービス・栄養改善サービス・口腔機能向上サービスの内、複数のサービスを実施した場合に算定します。(2種類) ※13,16,17,23との同時算定はしません。
25	ご利用いただく方に対し、運動機器能向上サービス・栄養改善サービス・口腔機能向上サービスの内、複数のサービスを実施した場合に算定します。(3種類) ※13,16,17,23との同時算定はしません。
26	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※27.28との同時算定はしません。
27	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※26.28との同時算定はしません。
28	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※26.27との同時算定はしません。
29	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※30.31との同時算定はしません。
30	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※29.31との同時算定はしません。
31	介護予防・日常生活支援総合事業にて定められた基準に従い算定します。 ※29.30との同時算定はしません。
32	一定基準を満たした場合に算定します。
33	事業所が送迎を行わなかった場合に減算します。
34	ご利用いただく方が、同一建物から通う場合に減算します。 ※やむを得ない事情により送迎を行った場合は、この限りではありません。
35	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※36.37.38との同時算定はしません。(R6年6月1日から)
36	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※35.37.38との同時算定はしません。(R6年6月1日から)
37	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※35.36.38との同時算定はしません。(R6年6月1日から)
38	介護職員の処遇の改善等を実施している指定介護福祉施設がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※35.36.37との同時算定はしません。(R6年6月1日から)

※「基準」とは、「別に厚生労働大臣が定める基準」をいいます。